

公 告

令和8年(2026年)10月7日

真庭市は、条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により、次のとおり公告する。

真庭市長 太田 昇

1 条件付一般競争入札(事後審査方式)に付する事項

(1) 管理番号	11-16
(2) 件 名	市有林【古呂々尾中1工区】保育間伐業務
(3) 履行場所	真庭市古呂々尾中地内
(4) 履行期限	令和 9年 2月26日
(5) 業務概要	保育間伐 A= 4.68 ha
(6) 入札制度	最低制限価格：設定なし
	入札保証金：不要
	契約保証金：契約金額500万円以上の場合、契約金額の100分の10以上
	予定価格：事後公表

2 入札参加者に必要な資格に関する事項

(1) 参加資格共通事項	公告の日から落札者が決定する日までの間、真庭市役務の提供に係る入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
(2) 参加資格業種	緑地等保護管理(造林管理)
(3) 営業所の所在地	市内に事業所(本店又は営業所)を有する者 ※支店・営業所の場合は、契約を委任されている者
(4) その他	別添仕様書の通り

3 仕様書等に関する事項

(1) 閲覧期間	公告日から令和 8年10月21日 10時00分
(2) 閲覧方法	真庭市ホームページに掲載 (窓口閲覧を希望する場合は、林業・バイオマス産業課 【TEL】0867-42-5022へ連絡すること。)
(3) 質問の受付期限	令和 8年10月13日 12時00分
(4) 質問方法	質問はメールで行うものとし、電話、郵送又は持参によるものは受け付けない。
(5) 質問書提出先	林業・バイオマス産業課 【メール】biomass@city.maniwa.lg.jp
(6) 回答書の閲覧期間	回答可能となった日から令和 8年10月21日 10時00分
(7) 回答書の閲覧方法	真庭市ホームページに掲載 (窓口閲覧を希望する場合は、林業・バイオマス産業課へ連絡すること。)

4 入札等

(1) 入札書提出期限	令和 8年10月21日 10時00分 「入札参加申請書兼入札書」に「内訳書」を添付の上、財産活用課まで提出のこと（郵便、持参いずれの方法も可）
(2) 開札執行日時	令和 8年10月21日 10時00分
(3) 執行場所	真庭市総務部財産活用課
(4) 入札結果の公表	落札者には電話等で通知するほか、結果を財産活用課窓口及び真庭市ホームページで公表

※ 当該公告に定めるもののほか、入札に関する事項については「真庭市物品調達等条件付一般競争入札公告 共通事項」による。また、不明な点は次に示すところに問い合わせること。

〈入札・契約担当課〉

真庭市財産活用課（契約管理係）

TEL 0867-42-1174 / FAX 0867-42-1119

〈事業担当課〉

真庭市林業・バイオマス産業課

TEL 0867-42-5022 / FAX 0867-42-3907

総括情報表

事務所名 設計書区分/番号 変更回数 事業名 適用単価区分 適用単価地区 単価適用日 諸経費体系	真庭市 0 公有林整備事業 実施単価 032 真庭4 (33 岡山県) 2026-09-01 治山		
設計書名	起工設計書 当初		
	当世代		前世代
前払率 工事種類 工種区分 施工地域・工事場所区分 イメージアップ経費補正 一般管理費補正(契約保証) 緊急工事区分による補正 豪雪補正	前払金支出割合0%から5%以下 治山林道工事 森林整備B 補正なし 計算しない 補正なし		
予定工期	始期：契約締結日 終期：令和9年2月26日		

本 工 事 内 訳 書

頁 1

費目・工種・種別・細目	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
*** 本工事費 ***					
保育間伐(切捨間伐)	1	式			明細第1号
【 直接工事費計 】					
共通仮設費率額	1	式			
【 共通仮設費計 】					
【 純工事費 】					
現場管理費率額	1	式			
【 現場管理費計 】					
【 工事原価 】					

真庭市

本 工 事 内 訳 書

頁 2

費目・工種・種別・細目	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
一般管理費率額	1	式			
【 一般管理費計 】					
【 工事価格 】					
【 消費税等相当額 】					
【 工事費計 】					

真庭市

施 工 内 訳 書

式

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
選木					代価第1号
伐倒					代価第2号
【 合計 】	1	式			

施 工 代 価 表

100 本 当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
特殊作業員		人			
普通作業員		人			
諸雑費	1	式			
					森林環境保全直接支援事業 特定機能回復事業 標準工程表R8.3
【 合計 】	100	本			
【 単位当り 】	1	本			

施 工 代 価 表

100 本 当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
特殊作業員		人			
普通作業員		人			
諸雑費	1	式			
					森林環境保全直接支援事業 特定機能回復事業 標準工程表R8.3
【 合計 】	100	本			
【 単位当り 】	1	本			

令和8年度 保育間伐施業箇所 数量計算表

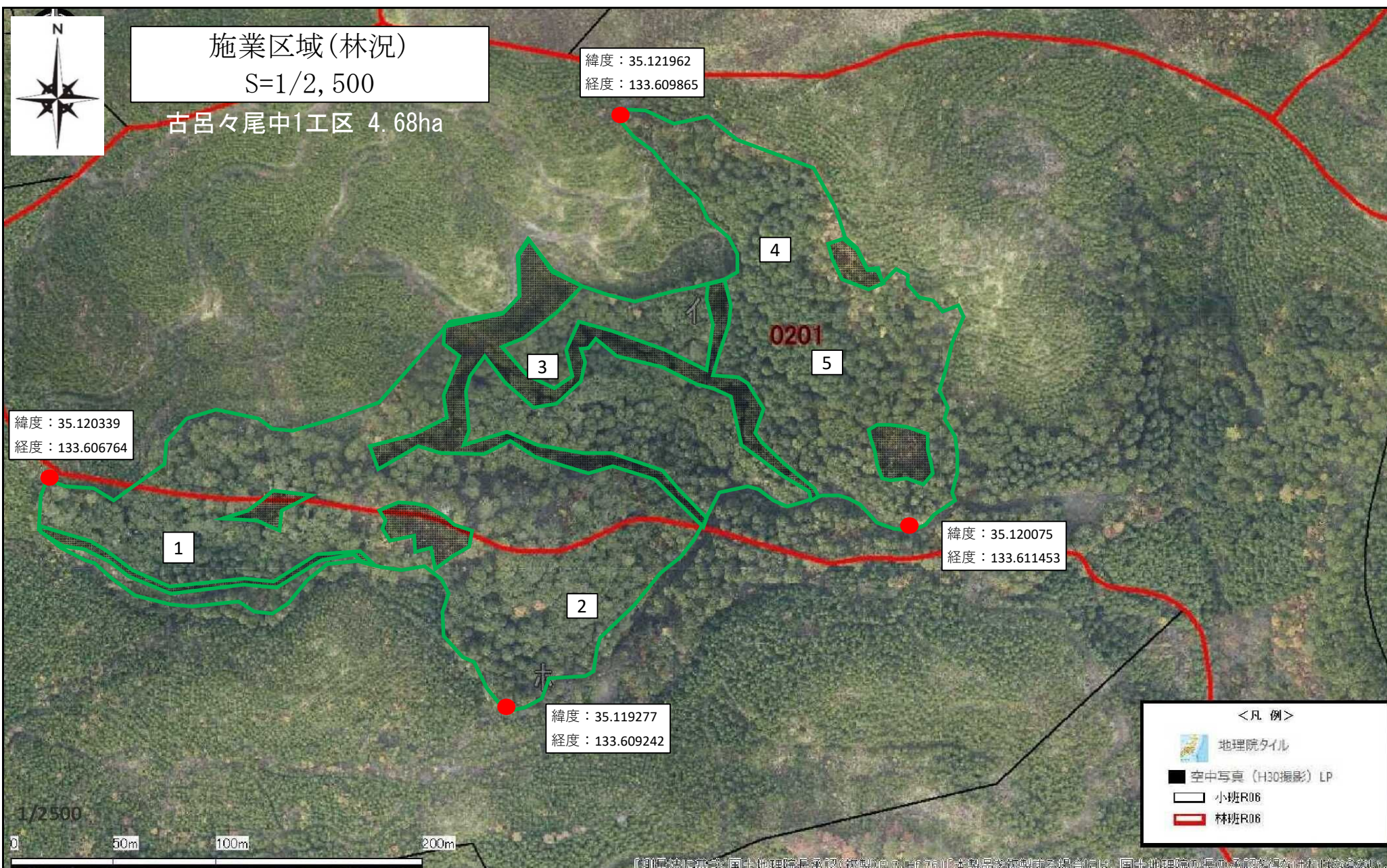
箇所名	施業地	林小班	面積(ha)	実施本数	成立本数 (100m2当 たり)	間伐本数 (100m2当 たり)	間伐率
古呂々尾中	真庭市古呂々尾中榎が峠841番	201林班、イ、01	4.68	1,872	12	4	33.3%
計			4.68 ha	1,872 本	12 本	4 本	

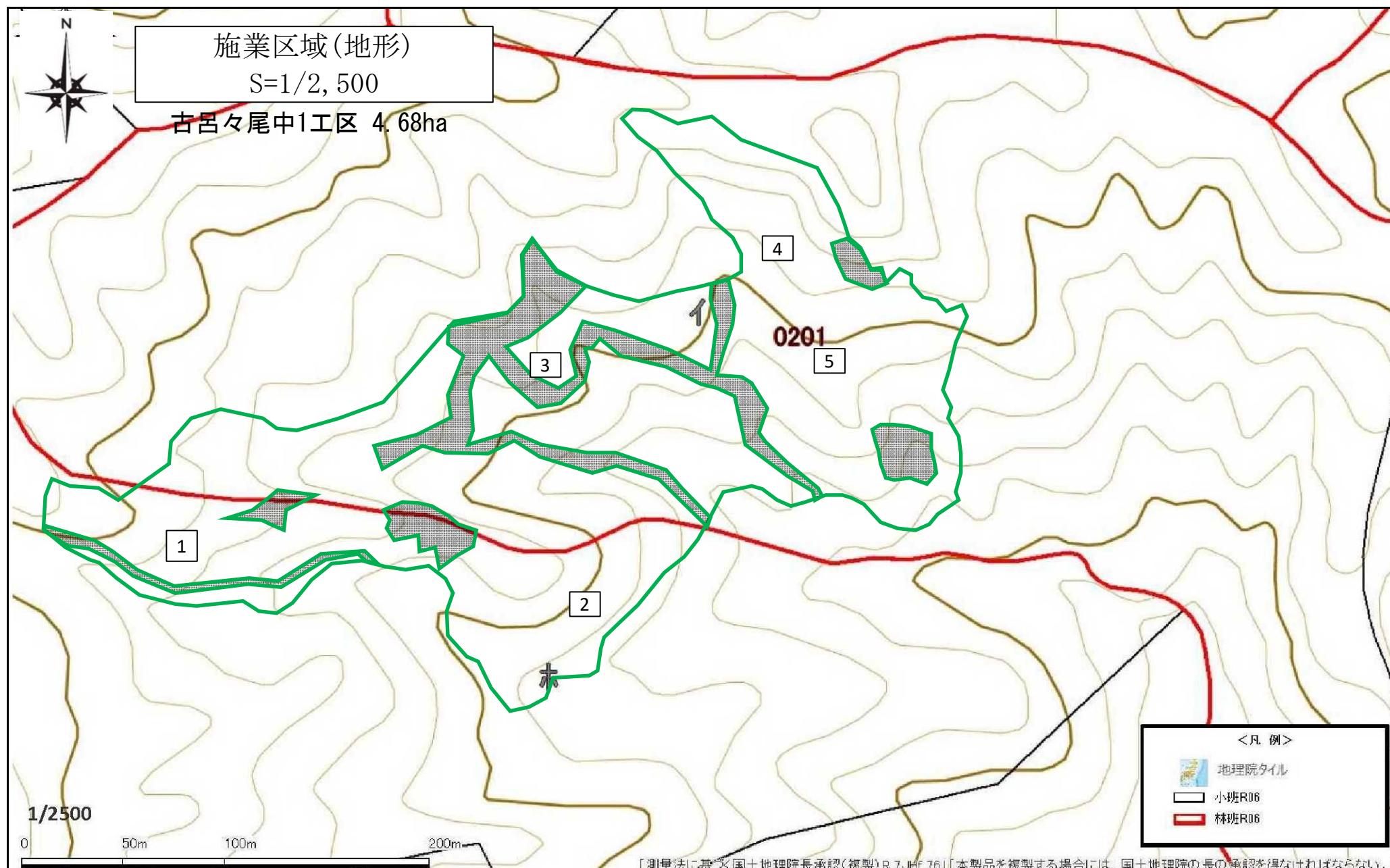
令和8年度 市有林保育間伐 施業位置図

古呂々尾中Ⅰ工区
間伐面積 A=4.68ha



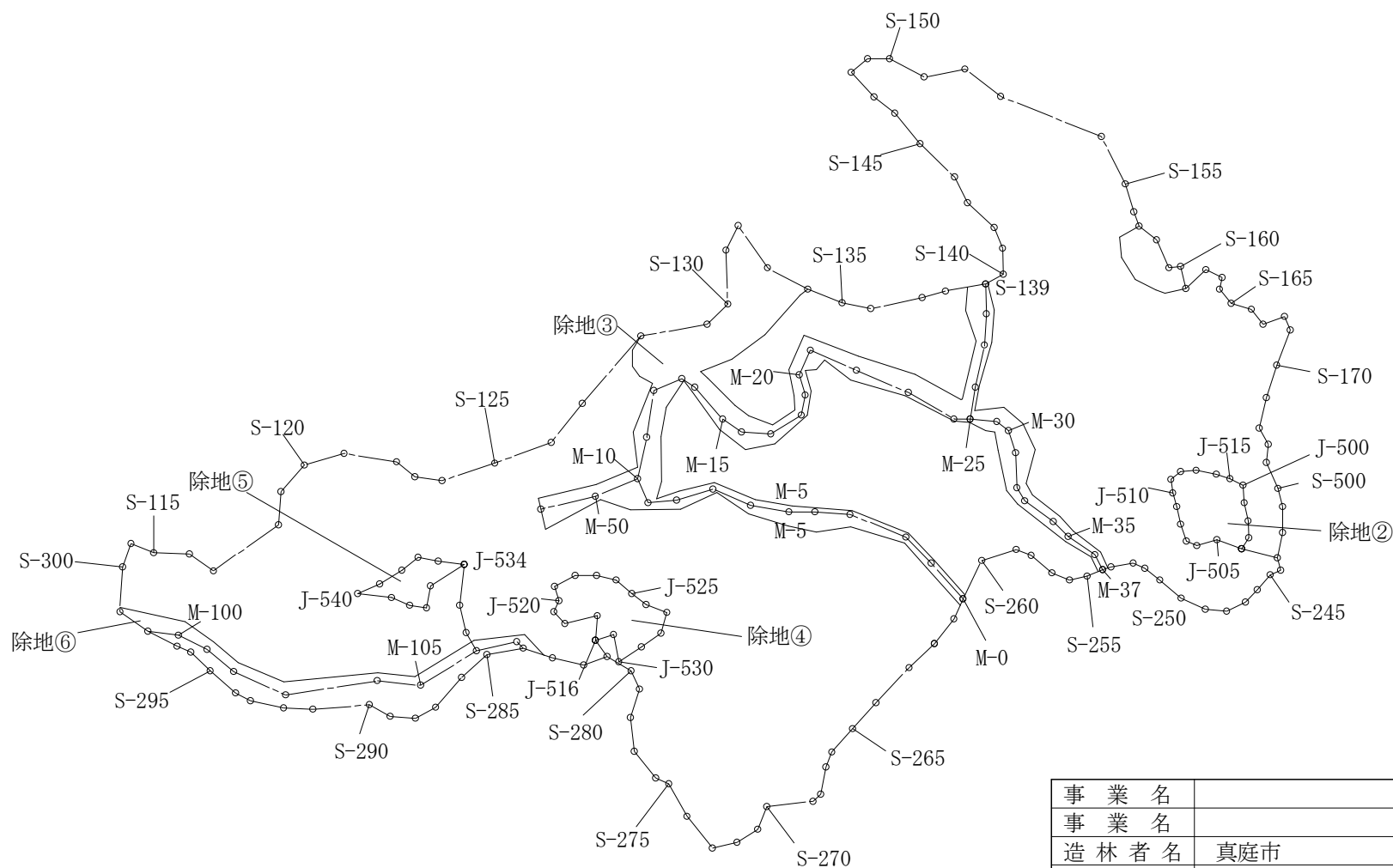
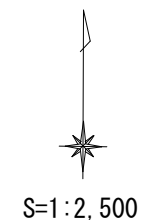
3 km





区域実測図

A=4.68ha



※

面積内訳

測量面積	56,000m ²
除地①面積	364m ²
除地②面積	697m ²
除地③面積	5,267m ²
除地④面積	769m ²
除地⑤面積	335m ²
除地⑥面積	1,728m ²
施業面積	4.68ha

事業名	磁北経度		
事業名			
造林者名	真庭市		
施行地	真庭市古呂々尾中楨が峠841番		
林小班	201林班 イ 01	面積	4.68 (ha)
		測量面積	56,000 (m ²)
閉合比	1 / 303	縮尺	2500分の1
林齢		樹種	
備考			

箇所名：真庭市古呂々尾中工区

測点名	方位角 (°)	仰角 (°)	斜距離 (m)	水平距離 (m)	座標 X Y		倍面積	
S-174 → S-173	15.0	25.5	7.80	7.04	6.82	1.82	-13.56	-24.679
S-173 → S-172	339.0	1.5	7.20	7.20	13.56	-0.76	-17.88	13.589
S-172 → S-171	22.0	23.0	13.00	11.97	24.70	3.71	-22.97	-85.219
S-171 → S-170	26.0	21.5	14.10	13.12	36.53	9.45	-24.43	-230.864
S-170 → S-169	29.5	32.0	17.00	14.42	49.13	16.54	-17.98	-297.389
S-169 → S-168	346.0	18.0	5.80	5.52	54.51	15.20	-3.63	-55.176
S-168 → S-167	258.5	-7.0	9.00	8.93	52.76	6.44	-4.65	-29.946
S-167 → S-166	332.0	39.0	9.30	7.23	59.16	3.05	-9.75	-29.738
S-166 → S-165	294.0	13.5	8.40	8.17	62.51	-4.42	-9.37	41.415
S-165 → S-164	329.0	13.5	7.20	7.00	68.53	-8.03	-10.30	82.709
S-164 → S-163	19.5	45.0	6.40	4.53	72.81	-6.52	-8.31	54.181
S-163 → S-162	306.0	13.0	7.00	6.82	76.84	-12.04	2.01	-24.200
S-162 → S-161	235.5	-15.0	11.10	10.72	70.80	-20.88	-2.48	51.782
S-161 → S-160	355.0	36.5	10.60	8.52	79.32	-21.63	-8.81	190.560
S-160 → S-159	273.5	2.0	4.60	4.60	79.61	-26.22	-11.67	305.987
S-159 → S-158	345.5	35.0	14.30	11.71	90.99	-29.16	-17.44	508.550
S-158 → S-157	315.5	6.0	8.50	8.45	97.05	-35.09	-11.83	415.115
S-157 → S-156	347.0	20.5	6.30	5.90	102.82	-36.42	-16.80	611.856
S-156 → S-155	352.0	1.0	11.10	11.10	113.85	-37.97	-30.47	1,156.946
S-155 → S-154	341.0	1.5	20.50	20.49	133.29	-44.65	-40.41	1,804.307
S-154 → S-153	300.0	2.0	41.70	41.67	154.26	-80.77	-33.37	2,695.295
S-153 → S-152	316.0	4.0	17.20	17.16	166.66	-92.70	-11.60	1,075.320
S-152 → S-151	267.0	7.0	16.30	16.18	165.86	-108.87	-8.26	899.266
S-151 → S-150	307.0	10.0	15.20	14.97	174.92	-120.84	-10.20	1,232.568
S-150 → S-149	277.5	2.5	8.50	8.49	176.06	-129.27	3.15	-407.200
S-149 → S-148	238.0	-6.0	8.20	8.16	171.77	-136.20	14.89	-2,028.018
S-148 → S-147	146.0	-11.5	13.10	12.84	161.17	-129.03	18.00	-2,322.540
S-147 → S-146	136.0	-25.0	11.40	10.33	153.77	-121.86	20.42	-2,488.381
S-146 → S-145	149.0	-34.0	18.40	15.25	140.75	-114.02	27.63	-3,150.373
S-145 → S-144	142.5	-18.5	19.50	18.49	126.14	-102.77	25.24	-2,593.915
S-144 → S-143	161.0	-18.5	11.90	11.29	115.51	-99.10	21.57	-2,137.587
S-143 → S-142	141.5	-14.5	14.50	14.04	104.57	-90.37	19.35	-1,748.660
S-142 → S-141	167.0	-30.0	10.00	8.66	96.16	-88.43	18.18	-1,607.657
S-141 → S-140	187.0	-24.0	10.80	9.87	86.39	-89.64	12.63	-1,132.153
S-140 → S-139	248.0	26.5	8.60	7.70	83.53	-96.79	3.22	-311.664
S-139 → S-138	268.5	23.0	17.10	15.74	83.17	-112.53	1.56	-175.547
S-138 → S-137	262.5	13.0	9.70	9.45	81.97	-121.91	2.53	-308.432
S-137 → S-136	266.0	1.5	20.00	19.99	80.64	-141.86	-2.57	364.580
S-136 → S-135	290.0	3.0	11.30	11.28	84.54	-152.47	-10.89	1,660.398
S-135 → S-134	299.0	6.0	14.40	14.32	91.53	-165.00	-17.33	2,859.450
S-134 → S-133	306.0	-1.5	17.50	17.49	101.87	-179.16	-28.13	5,039.771
S-133 → S-132	334.0	20.0	21.00	19.73	119.66	-187.82	-9.22	1,731.700
S-132 → S-131	215.0	1.0	10.50	10.50	111.09	-193.85	29.35	-5,689.498
S-131 → S-130	186.5	2.5	21.00	20.98	90.31	-196.24	27.28	-5,353.427
S-130 → S-129	233.5	-1.0	11.00	11.00	83.81	-205.09	7.33	-1,503.310
S-129 → S-128	268.0	-5.5	26.20	26.08	82.98	-231.17	23.28	-5,381.638
S-128 → S-127	229.0	1.0	34.40	34.39	60.53	-257.14	35.55	-9,141.327
S-127 → S-126	227.0	1.5	19.30	19.29	47.43	-271.26	17.83	-4,836.566
S-126 → S-125	258.0	1.5	23.10	23.09	42.70	-293.87	8.37	-2,459.692
S-125 → S-124	260.0	13.0	21.90	21.34	39.06	-314.90	0.70	-220.430
S-124 → S-123	286.0	16.5	11.00	10.55	42.00	-325.05	-9.56	3,107.478
S-123 → S-122	318.0	15.5	9.20	8.87	48.62	-331.00	-12.89	4,266.590
S-122 → S-121	287.5	14.5	21.30	20.62	54.89	-350.68	-3.98	1,395.706
S-121 → S-120	261.5	12.5	16.20	15.82	52.60	-366.34	11.09	-4,062.711
S-120 → S-119	230.0	18.5	14.50	13.75	43.80	-376.88	21.39	-8,061.463

箇所名：真庭市古呂々尾中工区

測点名	方位角 (°)	仰角 (°)	斜距離 (m)	水平距離 (m)	座標 X Y		倍面積	
S-119 → S-118	192.5	11.5	13.20	12.94	31.21	-379.69	26.37	-10,012.425
S-118 → S-117	243.0	10.5	31.10	30.58	17.43	-406.96	6.20	-2,523.152
S-117 → S-116	313.0	16.0	11.50	11.05	25.01	-415.05	-10.26	4,258.413
S-116 → S-115	281.0	20.5	14.80	13.86	27.69	-428.67	-7.28	3,120.718
S-115 → S-114	299.0	21.0	10.10	9.43	32.29	-436.93	3.71	-1,621.010
S-114 → S-300	207.5	-21.5	10.10	9.40	23.98	-441.28	25.28	-11,155.558
S-300 → S-299	192.0	-37.5	21.95	17.41	7.01	-444.91	26.05	-11,589.906
S-299 → S-298	133.5	-13.0	13.60	13.25	-2.07	-435.31	16.29	-7,091.200
S-298 → S-297	125.0	-13.5	13.00	12.64	-9.28	-424.97	10.09	-4,287.947
S-297 → S-296	121.0	-5.0	5.65	5.63	-12.16	-420.14	11.34	-4,764.388
S-296 → S-295	142.5	-11.0	10.90	10.70	-20.62	-413.64	18.09	-7,482.748
S-295 → S-294	139.5	-17.0	13.30	12.72	-30.25	-405.39	13.45	-5,452.496
S-294 → S-293	126.0	-3.5	6.55	6.54	-34.07	-400.10	8.52	-3,408.852
S-293 → S-292	111.0	-8.0	13.35	13.22	-38.77	-387.77	6.87	-2,663.980
S-292 → S-291	101.5	-10.0	11.25	11.08	-40.94	-376.92	3.64	-1,371.989
S-291 → S-290	94.0	-16.0	22.90	22.01	-42.41	-354.97	6.91	-2,452.843
S-290 → S-289	127.5	-3.5	9.00	8.98	-47.85	-347.86	7.73	-2,688.958
S-289 → S-288	103.5	-15.5	10.30	9.93	-50.14	-338.21	-0.78	263.804
S-288 → S-287	70.0	-4.0	8.90	8.88	-47.07	-329.88	-13.07	4,311.532
S-287 → S-286	49.0	-13.5	15.60	15.17	-37.07	-318.44	-17.32	5,515.381
S-286 → S-285	56.5	-7.5	13.30	13.19	-29.75	-307.45	-7.74	2,379.663
S-285 → S-284	88.5	-12.0	14.45	14.13	-29.33	-293.33	5.03	-1,475.450
S-284 → S-283	117.0	-14.5	12.50	12.10	-34.78	-282.56	9.82	-2,774.739
S-283 → S-282	111.0	-12.5	12.60	12.30	-39.15	-271.09	2.60	-704.834
S-282 → S-281	79.5	-12.0	9.75	9.54	-37.38	-261.72	4.81	-1,258.873
S-281 → S-280	129.0	-5.5	10.55	10.50	-43.96	-253.57	14.04	-3,560.123
S-280 → S-279	163.5	6.0	7.85	7.81	-51.42	-251.36	17.85	-4,486.776
S-279 → S-278	205.5	5.0	11.60	11.56	-61.81	-256.35	23.46	-6,013.971
S-278 → S-277	182.0	6.5	13.20	13.12	-74.88	-256.82	24.34	-6,250.999
S-277 → S-276	149.0	-10.0	13.40	13.20	-86.15	-250.03	14.41	-3,602.932
S-276 → S-275	124.0	-13.0	5.80	5.65	-89.29	-245.35	16.40	-4,023.740
S-275 → S-274	159.0	-6.5	14.35	14.26	-102.55	-240.25	26.85	-6,450.713
S-274 → S-273	150.0	-8.0	15.90	15.75	-116.14	-232.38	12.72	-2,955.874
S-273 → S-272	85.0	-10.5	9.85	9.69	-115.27	-222.74	-4.80	1,069.152
S-272 → S-271	66.0	-22.0	10.35	9.60	-111.34	-213.98	-12.03	2,574.179
S-271 → S-270	30.5	-16.0	9.75	9.37	-103.24	-209.23	-7.54	1,577.594
S-270 → S-269	92.0	-13.0	18.20	17.73	-103.80	-191.52	-1.58	302.602
S-269 → S-268	58.5	-7.0	4.10	4.07	-101.66	-188.05	-12.16	2,286.688
S-268 → S-267	19.5	-15.5	11.00	10.60	-91.64	-184.52	-15.49	2,858.215
S-267 → S-266	28.5	-7.0	6.25	6.20	-86.17	-181.56	-13.34	2,422.010
S-266 → S-265	49.5	-4.5	12.10	12.06	-78.30	-172.40	-16.48	2,841.152
S-265 → S-264	50.5	-3.5	13.50	13.47	-69.69	-162.02	-20.02	3,243.640
S-264 → S-263	52.0	-4.5	18.50	18.44	-58.28	-147.50	-19.07	2,812.825
S-263 → S-262	55.5	-6.5	13.55	13.46	-50.62	-136.42	-15.96	2,177.263
S-262 → S-261	47.0	-7.0	12.20	12.11	-42.32	-127.57	-15.61	1,991.368
S-261 → M-0	32.0	-4.0	8.60	8.58	-35.01	-123.03	-20.89	2,570.097
M-0 → S-260	34.5	-5.5	16.50	16.42	-21.43	-113.74	-15.68	1,783.443
S-260 → S-259	81.5	-3.5	13.95	13.92	-19.33	-99.98	1.02	-101.980
S-259 → S-258	120.0	-5.5	6.30	6.27	-22.45	-94.55	10.80	-1,021.140
S-258 → S-257	138.0	-4.5	10.40	10.37	-30.13	-87.62	11.34	-993.611
S-257 → S-256	121.0	-7.0	7.20	7.15	-33.79	-81.49	3.22	-262.398
S-256 → S-255	86.5	-7.0	6.90	6.85	-33.35	-74.65	-2.17	161.991
S-255 → M-37	75.0	-5.5	6.65	6.62	-31.62	-68.26	-2.21	150.855
M-37 → S-254	82.0	-2.0	3.40	3.40	-31.14	-64.89	-0.59	38.285
S-254 → S-253	89.5	-5.5	8.65	8.61	-31.03	-56.29	2.53	-142.414

箇 所 名: 真庭市古呂々尾中工区

測点名	方位角 (°)	仰角 (°)	斜距離 (m)	水平距離 (m)	座標		倍面積		
					X	Y			
S-253 → S-252	123.0	-4.0	4.90	4.89	-33.67	-52.19	7.84	-409.170	
S-252 → S-251	135.5	-5.0	7.35	7.32	-38.87	-47.06	13.31	-626.369	
S-251 → S-250	139.0	-3.0	10.80	10.79	-46.98	-39.99	13.74	-549.463	
S-250 → S-249	123.0	-5.5	10.45	10.40	-52.61	-31.28	7.46	-233.349	
S-249 → S-248	103.0	-6.0	8.30	8.25	-54.44	-23.25	-0.53	12.323	
S-248 → S-247	73.0	-5.5	8.00	7.96	-52.08	-15.65	-6.49	101.569	
S-247 → S-246	51.5	-6.0	6.65	6.61	-47.95	-10.48	-8.89	93.167	
S-246 → S-245	50.5	-6.5	7.50	7.45	-43.19	-4.74	-6.05	28.677	
S-245 → S-244	73.0	-3.0	4.40	4.39	-41.90	-0.54	-6.16	3.326	
S-244 → S-503	355.5	27.0	5.45	4.86	-37.03	-0.92	-14.14	13.009	
S-503 → S-502	19.5	28.0	11.10	9.80	-27.76	2.34	-19.35	-45.279	
S-502 → S-501	8.0	29.0	11.60	10.15	-17.68	3.74	-17.04	-63.730	
S-501 → S-500	354.0	25.0	7.70	6.98	-10.72	3.01	-17.68	-53.217	
S-500 → S-174	344.0	11.5	11.30	11.07	0.00	0.00	-17.54	0.000	
集計				水平距離計	閉合差	閉合比	倍面積計		
				1,487.26	4.90	0.0033	=1/303	111,999.929	
							面積(m ²)=	55,999.964	

							測線名 A路線 本線					
測点名 (機械)	測点名 (視準)	方位角 (°)	仰角 (°)	斜距離 (m)	水平距離 (m)	高低差 (m)	相対座標値		座標補正量		修正作図座標値	
							X	Y	X	Y	X	Y
M-0	→ M-1	326.5	16.0	18.85	18.12	5.20	15.11	-10.00	0.108	-0.191	-19.79	-133.22
M-1	→ M-2	325.0	8.0	13.90	13.76	1.93	11.27	-7.89	0.082	-0.145	-8.44	-141.26
M-2	→ M-3	300.5	6.0	23.15	23.02	2.42	11.68	-19.83	0.137	-0.243	3.38	-161.33
M-3	→ M-4	282.0	15.0	13.95	13.47	3.61	2.80	-13.18	0.080	-0.142	6.26	-174.65
M-4	→ M-5	278.5	12.0	10.00	9.78	2.08	1.45	-9.67	0.058	-0.103	7.77	-184.42
M-5	→ M-6	287.5	12.5	15.30	14.94	3.31	4.49	-14.25	0.089	-0.158	12.35	-198.83
M-6	→ M-7	302.0	15.0	16.10	15.55	4.17	8.24	-13.19	0.093	-0.164	20.68	-212.18
M-7	→ M-8	261.0	10.0	14.80	14.58	2.57	-2.28	-14.40	0.087	-0.154	18.49	-226.73
M-8	→ M-9	273.5	14.0	11.05	10.72	2.67	0.65	-10.70	0.064	-0.113	19.20	-237.54
M-9	→ M-10	345.0	13.0	10.20	9.94	2.29	9.60	-2.57	0.059	-0.105	28.86	-240.21
M-10	→ M-11	21.5	8.5	16.50	16.32	2.44	15.18	5.98	0.097	-0.172	44.14	-234.40
M-11	→ M-12	17.5	9.5	18.50	18.25	3.05	17.41	5.49	0.109	-0.193	61.66	-229.10
M-12	→ M-13	76.5	4.0	11.70	11.67	0.82	2.72	11.35	0.070	-0.123	64.45	-217.87
M-13	→ M-14	131.5	-12.5	6.30	6.15	-1.36	-4.08	4.61	0.037	-0.065	60.41	-213.32
M-14	→ M-15	147.0	-9.0	16.50	16.30	-2.58	-13.67	8.88	0.097	-0.172	46.84	-204.61
M-15	→ M-16	131.5	-10.0	9.10	8.96	-1.58	-5.94	6.71	0.053	-0.095	40.95	-197.99
M-16	→ M-17	103.5	-6.0	11.40	11.34	-1.19	-2.65	11.03	0.068	-0.120	38.37	-187.08
M-17	→ M-18	67.5	-6.5	14.10	14.01	-1.60	5.36	12.94	0.084	-0.148	43.81	-174.29
M-18	→ M-19	19.5	-3.5	7.90	7.89	-0.48	7.44	2.63	0.047	-0.083	51.30	-171.74
M-19	→ M-20	353.0	-9.0	8.30	8.20	-1.30	8.14	-1.00	0.049	-0.087	59.49	-172.83
M-20	→ M-21	33.0	-7.5	10.40	10.31	-1.36	8.65	5.62	0.061	-0.109	68.20	-167.32
M-21	→ M-22	122.0	-1.5	19.70	19.69	-0.52	-10.43	16.70	0.117	-0.208	57.89	-150.83
M-22	→ M-23	121.5	-15.0	22.80	22.02	-5.90	-11.51	18.78	0.131	-0.232	46.51	-132.28
M-23	→ M-24	128.0	-12.0	20.90	20.44	-4.35	-12.58	16.11	0.122	-0.216	34.05	-116.39
M-24	→ M-25	100.5	-15.0	6.45	6.23	-1.67	-1.14	6.13	0.037	-0.066	32.95	-110.33
M-25	→ M-26	18.0	12.5	12.75	12.45	2.76	11.84	3.85	0.074	-0.131	44.86	-106.61
M-26	→ M-27	21.5	13.5	17.00	16.53	3.97	15.38	6.06	0.099	-0.174	60.34	-100.72
M-27	→ M-28	13.0	15.5	12.60	12.14	3.37	11.83	2.73	0.072	-0.128	72.24	-98.12
M-28	→ S-139	7.5	20.5	12.10	11.33	4.24	11.23	1.48	0.068	-0.120	83.53	-96.79
S-139												

[illegible]

[illegible]

[illegible]

令和 8 年度

公共工事設計標準単価表

業務関係積算標準単価表

岡山県

農林水産部・土木部

① 公共工事設計労務単価

1-1 労務単価及び割増賃金比・1時間当たり割増賃金係数(K)表

コード	職 種	単位	単 価 (基準額)	割増対象 賃 金 比 (A)	1時間当たり割増賃金係数(K)			摘 要
					時間外 (A)×1/8×1.25	休 日 (A)×1/8×1.35	深 夜 (A)×1/8×0.25	
R0010	特殊作業員	人	25,600	0.780	0.122	0.132	0.024	割増賃金＝ 基準額×K× 割増すべき 時間数
R0020	普通作業員	人	21,500	0.842	0.132	0.142	0.026	
R0030	軽作業員	人	17,600	0.870	0.136	0.147	0.027	
R0040	造園工	人	23,700	0.788	0.123	0.133	0.025	
R0050	法面工	人	29,000	0.842	0.132	0.142	0.026	
R0060	とび工	人	29,400	0.864	0.135	0.146	0.027	
R0070	石工	人	33,800	0.826	0.129	0.139	0.026	
R0080	ブロック工	人	26,100	0.849	0.133	0.143	0.027	
R0090	電工	人	25,700	0.692	0.108	0.117	0.022	
R0100	鉄筋工	人	29,900	0.888	0.139	0.150	0.028	
R0110	鉄骨工	人	27,400	0.838	0.131	0.141	0.026	現場塗装 工場塗装
R0120	塗装工	人	28,300	0.807	0.126	0.136	0.025	
R0130	溶接工	人	30,000	0.835	0.130	0.141	0.026	
R0140	運転手(特殊)	人	25,600	0.788	0.123	0.133	0.025	
R0150	運転手(一般)	人	22,700	0.813	0.127	0.137	0.025	
R0160	潜かん工	人	37,800	0.931	0.145	0.157	0.029	
R0170	潜かん世話役	人	46,300	0.810	0.127	0.137	0.025	
R0180	さく岩工	人	34,100	0.704	0.110	0.119	0.022	
R0190	トンネル特殊工	人	47,400	0.963	0.150	0.163	0.030	
R0200	トンネル作業員	人	33,700	0.920	0.144	0.155	0.029	
R0210	トンネル世話役	人	52,000	0.929	0.145	0.157	0.029	
R0220	橋りょう特殊工	人	33,000	0.852	0.133	0.144	0.027	
R0230	橋りょう塗装工	人	32,600	0.836	0.131	0.141	0.026	
ROKDK230	橋りょう塗装工	人	32,600	0.836	0.131	0.141	0.026	
R0240	橋りょう世話役	人	42,100	0.783	0.122	0.132	0.024	
R0250	土木一般世話役	人	27,800	0.753	0.118	0.127	0.024	
R0260	高級船員	人	32,800	0.723	0.113	0.122	0.023	
R0270	普通船員	人	26,100	0.698	0.109	0.118	0.022	
R0280	潜水士	人	49,200	0.824	0.129	0.139	0.026	
R0290	潜水連絡員	人	36,700	0.894	0.140	0.151	0.028	
R0300	潜水送気員	人	35,700	0.870	0.136	0.147	0.027	
R0310	山林砂防工	人	-	0.749	0.117	0.126	0.023	
R0320	軌道工	人	39,900	0.800	0.125	0.135	0.025	
R0330	型わく工	人	29,300	0.882	0.138	0.149	0.028	
R0340	大工	人	27,500	0.890	0.139	0.150	0.028	
R0350	左官	人	25,900	0.861	0.135	0.145	0.027	
R0360	配管工	人	25,800	0.745	0.116	0.126	0.023	
R0370	はつり工	人	30,900	0.852	0.133	0.144	0.027	
R0380	防水工	人	29,500	0.788	0.123	0.133	0.025	
RQ003	板金工	人	27,300	0.774	0.121	0.131	0.024	
R0390	タイル工	人	26,300	0.926	0.145	0.156	0.029	
ROKDA141	サッシ工	人	28,800	0.774	0.121	0.131	0.024	
ROKDA142	屋根ふき工	人	28,600	0.777	0.121	0.131	0.024	
ROKDA143	内装工	人	29,300	0.820	0.128	0.138	0.026	
ROKDA144	ガラス工	人	27,500	0.717	0.112	0.121	0.022	
ROKDA146	建具工	人	26,700	0.751	0.117	0.127	0.023	
ROKDA147	ダクト工	人	24,800	0.743	0.116	0.125	0.023	
RQ002	保温工	人	25,400	0.731	0.114	0.123	0.023	
R0400	建築ブロック工	人	-	-	-	-	-	
R0367	設備機械工	人	29,700	0.699	0.109	0.118	0.022	
R0368	交通誘導警備員A	人	18,900	0.860	0.134	0.145	0.027	
R0369	交通誘導警備員B	人	16,500	0.907	0.142	0.153	0.028	

令和7年版

携必道林山治

積算・施工編

【上巻】

令和7年8月

- ii 鋼橋桁等の輸送に係る間接工事費等（対象額に対する率計算の場合）の積算は、発注形態別に次表によるものとする。

表6-4 鋼橋桁等の輸送に係る間接工事費等

(○：対象とする ×：対象としない)

形 態	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等
製作＋輸送＋架設等	○	○	○
製作＋輸送	×	○	○
輸送＋架設等	○	○	○
輸 送	×	○	○
架設等	○	○	○

(注) 購入桁については、製作を購入と読み替える。

(c) 共通仮設費率

共通仮設費率は、表6-5によるものとする。

表6-5 工種区分別共通仮設費率

第1表

工種区分	対象額 適用 区分	600万円 以 下	600万円を超え10億円以下		10億円を超え るもの
		下記の率と する。 (%)	(注) 1 の算定式により算出された率と する。ただし、変数の値は下記による。		下記の率 とする。 (%)
			A	b	
河 川 工 事		12.53	238.6	-0.1888	4.77
河川・道路構造物工事		20.77	1,228.3	-0.2614	5.45
治山・地すべり防止工事		15.19	624.5	-0.2381	4.49
海 岸 工 事		13.08	407.9	-0.2204	4.24
森林整備	A	10.80	48.0	-0.0956	6.62
	B	<u>5.40</u>	24.0	-0.0956	—
道 路 工 事		12.78	57.0	-0.0958	7.83
鋼 橋 架 設 工 事		38.36	10,668.4	-0.3606	6.06
P C 橋 工 事		27.04	1,636.8	-0.2629	7.05
舗 装 工 事		17.09	435.1	-0.2074	5.92
公 園 工 事		10.80	48.0	-0.0956	6.62

対象額の算定に当たっては、ア共通仮設費(イ)算定方法 a 共通仮設費の率計算による部分及び表 6-2 間接工事費等項目別対照表を参照のこと。

- 2 治山・地すべり防止工事、道路工事において、対象額が5,600万円以下の場合、共通仮設率 (kr) を次式により算定するものとする。また、対象額が600万円以下の場合、第1表の率に第5表の率を加算するものとする。

$$kr = (A + A') \cdot P^{(b+b')}$$

ただし、A', b' : 変数 (第5表)

- 3 治山・地すべり防止工事、道路工事において、対象額 (円) が次表の範囲にある場合の共通仮設費率 (kr) は、表に示された算定式を用いて求めるものとする。なお、詳細を別に定めるものとする。

工種区分	対象額(円)の範囲	共通仮設費率(%)の算定式
治山・地すべり防止工事	56,000,000円超 60,205,000円以下	5,280,000/対象額(円) × 100
道 路 工 事	56,000,000円超 63,748,000円以下	6,496,000/対象額(円) × 100

- 4 森林整備のA B区分は次のとおりとする。

(1) 森林整備Aの区分

- ア 土木的工事と併せて行う森林整備に係る工事で、当該工事の対象額のうち土木的工事の費用の割合が20%以上の場合
- イ 樹高1.5m以上の苗木の植栽費が50%以上の場合
- ウ 航空実播工
- エ 種子吹付工

(2) 森林整備Bの区分

上記(1)のアからエまで以外の森林整備

(d) 共通仮設費率の補正

共通仮設費率の補正については、施工地域を考慮した補正を行うものとする。

i 施工地域を考慮した共通仮設費率の補正及び計算

- (i) 表 6-6 の適用条件に該当する場合、共通仮設費率 (表 6-5 第1表~第4表) に補正係数を乗じるものとする。

表6-18 工種区分別現場管理費率

第1表

工種区分	純工事費	700万円以下	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする。 (%)	(注)1の算定式により算出された率とする。ただし、変数の値は下記による。		下記の率とする。 (%)
			A	b	
河川工事		44.05	1,118.2	-0.2052	15.91
河川・道路構造物工事		43.11	402.3	-0.1417	21.34
治山・地すべり防止工事		46.27	1,229.5	-0.2081	16.48
海岸工事		28.11	100.3	-0.0807	18.84
森林整備		<u>43.09</u>	347.3	-0.1324	22.34
道路工事		34.09	76.4	-0.0512	26.44
鋼橋架設工事		48.86	265.1	-0.1073	28.69
P C 橋工事		31.06	111.0	-0.0808	20.80
舗装工事		40.83	598.0	-0.1703	17.54
公園工事		43.09	347.3	-0.1324	22.34

第2表

工種区分	純工事費	700万円以下	700万円を超え3億円以下		3億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする。 (%)	(注)1の算定式により算出された率とする。ただし、変数の値は下記による。		下記の率とする。 (%)
			A	b	
橋梁保全工事		65.88	1,465.2	-0.1968	31.45

第3表

工種区分	純工事費	200万円以下	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする。 (%)	(注)1の算定式により算出された率とする。ただし、変数の値は下記による。		下記の率とする。 (%)
			A	b	
道路維持工事		60.33	613.0	-0.1598	32.29

(3) 一般管理費等及び消費税等相当額

ア 一般管理費等の算定

一般管理費等は、一般管理費及び付加利益の額の合計額とし、前払金支出割合が35%を超え40%以下の場合の一般管理費等の額は、表6-22の工事原価ごとに求めた一般管理費等率を、当該工事原価に乗じて得た額の範囲内とする。

$$\text{一般管理費等} = \text{工事原価} \times \text{一般管理費等率 (Gp)}$$

表6-22 前払金支出割合が35%を超え40%以下の場合

工事原価	<u>500万円以下</u>	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの
一般管理費等率	23.57% <u>25.13%</u>	(注) 1 一般管理費等率算定式 により算出された率	9.74% <u>10.63</u>

(注) 1 一般管理費等率算定式

$$Gp = -4.97802 \cdot \log (Cp) + 56.92101$$

ただし、 Gp ：一般管理費等率 (%)

Cp ：工事原価 (単位：円)

Gp の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

2 なお、工事原価については、第6の1(2)ア(イ)a「共通仮設費の率計算による部分」の表6-2「間接工事費等項目別対照表」によるものとする。

イ 一般管理費等率の補正

前払金の保証がない工事は、一般管理費等の補正の対象外である。

(ア) 前払金支出割合の相違による補正

前払金支出割合が35%以下の場合の一般管理費等の率は、表6-23の前払金支出割合区分ごとに定める補正係数を表6-22に基づく一般管理費等率に乗じて得た率とする。

表6-23 前払金支出割合による補正

前払金支出 割合区分	0%から 5%以下	5%を超え 15%以下	15%を超え 25%以下	25%を越え 35%以下
補正係数	<u>1.05</u>	1.04	1.03	1.01

(注) アで求めた一般管理費等率に当該補正係数を乗じて得た率は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

(イ) 契約の保証に係る補正

上記(ア)の補正值に、表6-24の契約保証に係る補正值を加算したものを一般管理費等率とする。

赤字は
R.8.5月より適用

表 6-24 契約保証に係る補正

契約保証の方法	補正值(%)
ケース 1 発注者が金銭的保証を必要とする場合 (工事請負契約書第 4 条を採用する場合)	0.04
ケース 2 発注者が役務的保証を必要とする場合	0.09
ケース 3 上記以外の場合	<u>補正しない</u>

(注) 1 ケース 3 の具体例は、以下のとおりである。

予算決算及び会計令第 100 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により工事請負契約書の作成を省略できる工事請負契約である場合

2 契約保証費を計上する場合は、原則として当初契約の積算に見込むものとする。

(4) 消費税等相当額

消費税等相当額は、工事価格に消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額とする。

2 条件明示

安全対策上、重要な仮設物等については設計図書に条件明示し、極力指定仮設とするものとする。

第 7 請負工事費以外の工事費（附帯工事費、測量設計費、用地費、補償費等）の積算基準

1 附帯工事費

附帯工事費は、治山関係事業及び林道関係事業の工事の施工により他の施設の全部若しくは一部の機能若しくは効用が失われる場合、又は他の施設、人家等に被害を与えるおそれがある場合に、これを回復、又は被害を防止させるための施設を施工する工事（以下「附帯工事」という。）に要する費用とする。

その積算方法は、都道府県知事等（当該附帯工事に係る施設の管理者である都道府県知事等を除く。）が直接施工する場合と、当該附帯工事に係る施設の管理者が施工する場合とに区分し、次によるものとする。

(1) 都道府県知事等が直接施工する場合

附帯工事に要する費用のうち、第 4 の 1 の本工事費の内容に相当する部分について積算する。

なお、附帯工事に要する部分の費用のうち、測量設計費、用地費及び補償費等の内容に相当する部分の費用は、それぞれの該当費目により積算する。

(別添 1)

森林環境保全直接支援事業
特定機能回復事業

標準工程表

林野庁整備課
令和 8 年 3 月

【保育間伐】

1 選木

(100本当たり)

名 称	単 位	数 量	摘 要
特殊作業員	人	<u>0.16</u>	
普通作業員	人	<u>0.16</u>	
諸雑費	%	<u>4</u>	

備考1 本表は、伐倒前に伐倒する立木が判別できるようマーキングする作業に適用する。
 なお、選木作業を伐倒とは別途に行う場合に計上し、伐倒と同時に行う場合は対象外とする。

- 2 本表は、立木の形質・形状や隣接木との関係を現地で確認しながら伐倒木を単木的に選定する定性的な間伐の工程である。
- 3 諸雑費は、ナンバーテープ等の消耗品の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を計上する。

2 伐倒等

(100本当たり)

名 称	単 位	数 量	摘 要
特殊作業員	人	<u>0.61</u>	
普通作業員	人	<u>0.61</u>	
諸雑費	%	<u>6</u>	

備考1 チェーンソーによる振動業務の作業時間は、1人1日当たり2時間以内（振動業務の一連続作業時間ごとに設ける休止時間を除く）として計上している。

- 2 本表は、伐採木を地面に引き落とすまでの作業、伐倒木の移動を抑える程度までの簡易な枝払、片付等の作業を含む。また、かかり木処理（林業機械使用の場合を除く）及びつる切を含む。
- 3 ヒノキの場合には、特殊作業員及び普通作業員の数値をそれぞれ+0.09人補正する。
- 4 諸雑費は、チェーンソーの損料及び燃料費、携帯手動ウインチ・木回し（フェリングレバー）の損料等の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。なお、燃料費の高騰等の現場実態を勘案して、上表の率によりがたい場合は、知事はその根拠を明らかにした上で把握した損料及び燃料等の費用の積み上げにより設定することができる。

市有林森林施業 共通仕様書

第 1 一般的事項

- 1 事業の実施期限を厳守すること。
- 2 明示のない事項及び不明瞭な点については、監督員（市担当職員）の指示を受けること。
- 3 事業の実施にあたっては、関係法令の規定を遵守するとともに、作業員の危険防止について厳重な注意を払うこと。
- 4 事業地内の火災防止に万全を期すこと。
- 5 真庭市は、森林法第 11 条に基づき森林経営計画を作成するとともに、計画区域における森林の認証取得を行っているところである。認証は、岡山県森林認証・認証材普及促進協議会の一員としてグループ認証として取得しているところであり、同協議会が定める「岡山県森林認証・認証材普及促進協議会 S G E C－F M 認証森林認証管理計画書」（以下管理計画書という。下記 URL 参照）を本仕様書と同時に遵守すること。

「http://www.pref.okayama.jp/uploaded/life/476153_3402478_misc.pdf」

第 2 報告及び備付け書類

- 1 着手時には、次の書類を提出すること。

- (1) 着手届 1 部
- (2) 労務予定者名簿 1 部 （任意様式）
- (3) 施工担当者連絡先 1 部 （任意様式）

- 2 請負者が備え付けなければならない帳簿

- (1) 人夫出役簿
- (2) 賃金台帳
- (3) 労務者名簿

3 完成時には、次の書類を提出すること。

- (1) 完成届 1 部
- (2) 完成写真 1 部 （工事写真と完成写真は別様とする。）
- (3) 工事写真 1 部

※ 施工前、作業状況、施工後について、定点から撮影を行うこと。

※ 収入間伐においては、①間伐状況、②作業道開設状況（始点、終点）、③伐採木の搬出状況、④集積場所におけるはい積状況 について撮影すること。

- (4) 出来高成果図

※ 雪起こし、切捨間伐、枝打ち、植栽、収入間伐 については、施工地ごとに標準地を設定すること。

※ 収入間伐については、開設した搬出作業路の測量を行い ①測量図（縮尺：1/2000 及び

1/5000)、②測量データ、③測量野帳の写し、④平面測量（中心線測量）等計算表（様式4）を提出すること。尚、測量方法は、ポケットコンパス等による測量とする。

(5) 社会保険料等の加入実態状況表及び内容確認のための書類の写し

※ 社会保険料等とは、①労災保険、②雇用保険、③健康保険、④厚生年金保険、⑤退職金共済のことをいう。

※ 社会保険料等の加入実態状況については、施工地ごとに集計を行うこと。

(6) 岡山県森林認証・認証材普及促進協議会 森林作業共通仕様書に定める「森林作業チェックリスト」、「安全衛生自己採点表」等関連書類。

第3 作業種別事項

1 下刈

- (1) 刈払ったものは植栽木の根元周辺に敷き、原則として林外に持ち出してはならない。
- (2) 作業は契約日～8月末の適期に行うこと。ただし、2回刈の場合は6月と8月の適期に各1回行うものとする。
- (3) 刈足高は概ね15cm以下とするが、現地の状況によりこれによりがたい場合は監督員の指示を受けること。
- (4) 刈り払いに際し、植栽木に損傷を与えないように細心の注意を払うこと。

2 雪起こし

- (1) 実施時期は樹木の生長開始までに行うこと。
- (2) 施工地ごとに標準地を1箇所(10m×10m)以上設定すること。

3 切捨間伐

- (1) 伐採木は立地条件、植栽木及び有用樹の良好な生長を考慮して選木する。
- (2) 採木対象順序は次のとおりとし、予定の間伐率に適するまで選木する。
 - ① 枯死木・被圧木・損傷木・二股・曲がり木等の不良木
 - ② あばれ木・樹冠が片寄っている木
 - ③ 欠点のない木
- (3) 林縁木については、被害木以外伐採してはならない。
- (4) 選木の結果保存木の片寄り、予定間伐率との相違が生じると見込まれる場合は監督員と協議し了解を得た後でなければ伐採してはならない。
- (5) 伐倒にあたっては、切り株の高さは原則として地際近くとし、保存木を損傷しないように行うこと。
- (6) 伐倒残存木は、長さが3～4m程度に玉切り、枝払いは先端部の一玉程度を除き造林木の育成及び他の作業の支障のない程度に払うものとする。
- (7) 玉切った伐倒木は地山に接しさせるとともに、移動しないよう等高線上に整理すること。
- (8) 伐倒木及び枝条の林外への移動は、監督員が指示する場合を除き行わないこと。
- (9) 標準地を1箇所(20m×10m)以上設定すること。但し施業地内で作業条件が異なる場合はその区域ごとに1箇所以上設定すること。

4 枝打ち

- (1) 林縁木は、原則として枯枝だけ除去する。
- (2) 枝隆のあるものは枝隆の先端部をまっすぐに切り落とし、枝隆の無いものはできるだけ幹に接しかつ樹幹と並行に切ること。
- (3) 枝打ち高は設計図書に示す高さ以上とし、枯枝及び樹冠形成に直接関係のない枝までとする。
- (4) 下側の幹の皮を剥かないように、かつ切口の表面が平滑になるようにすること。
- (5) 標準地を 1 箇所(10m×10m)以上設定する。但し施業地内で作業条件が異なる場合はその区域ごとに 1 箇所以上設定すること。

5 つる切り

- (1) つる類は根部から抜き取るか、切断して除去すること。
- (2) 造林木に巻き付いたもの、樹幹に食い込んだもの、樹冠にからみついたものは地際から切り離しを行うこと。
- (3) 薬剤処理の場合、クズが地表を覆い、一部造林木に巻き上がる程度になるのを待って散布すること。
- (4) 朝露のある間に散布し、散布後に降雨や強風が予想される場合は散布しないこと。

6 被害木等の整理（災害復旧事業）

- (1) 被害木の伐採は、植栽木の育成に必要な林内照度を十分に確保するもこと。
- (2) 被害木の本数伐採率は 90%以上とすること。
- (3) 伐採した被害木は、跡地造林の支障とならないよう適宜、林内整理又は林外搬出すること。また伐根や生立木、杭等により伐採木、枝条を山腹に安定させるなど、二次災害防止に留意した施業を行うこと。

7 植栽

(1) 地拵え

- ① 刈払した雑草木類は、原則として林内から持ち出さず、4～8m間隔で等高線上に棚積みして十分圧密し、植栽木の生育及び下刈りの支障とならないようにすること。
- ② 雑草木類の刈り払いは、草木の植栽及びその後の保育作業等の支障とならないように行うこと。刈足高は概ね 15cm 以下とするが、地形等によりこれにより難いときは監督員の指示による。
- ③ 残存木は一律に全伐とせず、形質優良で生育の見込みのある有用樹、花木等の修景木は監督員と協議の上、植栽木の生長に支障のない範囲内で残置すること。

(2) 苗木

- ① 苗木はあらかじめ苗圃と運搬方法・期日・着荷場所等の連絡を密にし、損傷しないように丁寧に扱うとともに、根の乾燥・枝条の蒸れがないようにすること。
- ② 苗木は所定の規格を持ち、発育が完全で組織が充実し、根系の発育が良いものであり、病虫害や外傷のないものとする。
- ③ 育苗室等特異な環境条件の基で育成された苗木は使ってはならない。但し、出荷前に

「硬化・ならし」等を十分に行い外気に適応させたものはこの限りではない。

(3) 仮植

- ① 苗木を受領したときは梱包を解き、直ちに仮植しなければならない。このとき束仮植をしてはならない。
- ② 仮植地は植栽地に近く日陰適湿の土地で雨水の停滞しない箇所とすること。
- ③ 乾燥を防ぐため、日中はこも又はむしろで覆いをするとともに、諸害の防止措置を十分に行うこと。

(4) 植栽

- ① 植栽にあたり、樹根又は樹幹の剪定を必要とする場合は監督員の指示により行うこと。
- ② 植穴の規格は、径及び深さをそれぞれ 30cm 程度とする。但し、肥料木については特に定めず一般造林用植栽法により枯損しない程度とする。
- ③ 植穴は定められた規格に掘り底部は耕耘し、植穴内の石礫、落葉等雑物を除去すること。
- ④ 植え付けは苗木を植穴中央に鉛直に立て、ひげ根を広げて細土を入れて苗木を引き上げながら周囲から十分に踏み締め、植え付け後にさらに土で軽く覆うものとする。尚、深植や浅植にならないようにすること。
- ⑤ 苗木を携行するときは、根を露出させないように苗木袋を使用する等適切な処置を講じること。
- ⑥ 日光の直射が強い日及び強風の際の植え付けはなるべく避けるものとし、やむを得ず実施する場合は、苗木、植穴、覆土等の乾燥に十分注意すること。
- ⑦ 樹種ごとに標準地を 1 箇所(10m×10m)以上設定すること。但し施業地内で作業条件が異なる場合や、樹種ごとの面積その区域ごとに 1 箇所以上設定すること。

(5) 施肥

- ① 肥料は設計書に定める肥料成分以外のものを使用してはならない。また、入手困難な場合は監督員と協議すること。
- ② 施肥は、固形肥料の場合、根張り（又は枝張り）の外側の山側に半円状に直接苗木に触れないように施し、更にその肥料が 3cm～10cm の深さになるよう土で覆うこと。
- ③ 粒状肥料は、1 本あたりの施肥量を容器等で計測し、この容器で定量を施肥すること。施肥方法は、固形肥料と同様とする。

(6) 枯損木修補

- ① 植栽木の枯損調査を実施する場合においては、この調査に現場代理人は立会すること。
- ② 枯損調査の結果、枯損率が 15%を超える場合には修補の対象とする。但し、枯損率が全体で 10%未満であっても局部的（区域面積が 0.10ha 以上）に 15%を超える場合には修補の対象とする。
- ③ 修補が完了したときは、写真・伝票等を整備して監督員の確認を受けること。

(7) その他

- ① 樹種ごと及び施工地ごとに、標準地(10m×10m)を設定すること。

尚、設定数については、監督員の指示によるものとする。

8 収入間伐

(1) 造 材

- ① 原則として、末口径 14 cm未満となる材や、市場価格から想定して素材生産費用が材価を上回ると見込まれるものについては、造材しないこと。ただし、上記の材でも設計書に造材するよう計上されている場合は、監督員の指示により造材すること。
- ② 造材は原則として、3m 及び 4m の直材とするが、市場価格を考慮して造材すること。また、余尺は 10 cm程度とし元口のバチは取り除くこと。
- ③ 搬出しない伐倒木、造林地の管理、造林木の生育及び作業の支障とならない程度に枝払い、玉切りし整理すること。
- ④ 収入間伐事業区域の周辺で保育間伐（伐木）が行われている場合であって、販売して収益が見込まれる間伐材がある場合は、監督員の指示により搬出すること。

(2) 搬出・集積

- ① 搬出、集積する方法、場所及び使用する機械等を監督員へ報告すること。
- ② 搬出道、集積場所の用地については、請負者において確保すること。
- ③ 著しい切り口の汚れ及び傷等は、山土場集積時に改材すること。
- ④ 搬出時に形質不良と判断される曲材、損傷材は、監督員の指示がない限り搬出しないこと。山土場に集積した時点で監督員に数量（本数）を報告すること。

(3) 運搬

- ① 原則として、市場は最寄りの木材市場とするが、市場価格に格差がある場合は、監督員と協議すること。
- ② 作業路等の使用について承諾等を要するものは、請負者において対処し、運搬時に作業路等を損傷しないようにすること。また、運搬終了時には、使用した作業路等を原形に復すること。

(4) 販売

- ① 出荷者名は「(請負社名)・真庭市・(字名)」とすること。
- ② 材積及び販売金額が確定したら、その都度監督員に報告すること。

(5) その他

- ① 第三者に対し損害を与えた場合は、請負者の責任において処理すること。
- ② 未利用材の有効利用のため、末口径 14 cm未満の材や曲り材等不良木を搬出、運搬する場合がある。その場合監督員の指示に従うこと。
- ③ 搬出材積が、設計数量と相違した場合は、変更契約の対象とする。
- ④ 樹種ごと及び施工地ごとに、標準地(20m×10m)を設定すること。
尚、設定数については、監督員の指示によるものとする。
- ⑤ 作業道延長の管理について、延長は 200m/ha で計算している。やむを得ず延長の増加をする場合は、増加の理由を明確にしたうえで、監督員と協議すること。

第4 その他

- 1 設計図書により上記の各方法とは異なる作業を指示している場合は監督員に説明を求め具体的方法を協議すること。
- 2 標準地の設定にあたり立木状況、地形等から上記の大きさ、箇所数の設定が困難な場合は監督員と協議すること。
- 3 監督員との協議事項については、打合簿を作成のうえ、協議を行うこと。
- 4 提出書類については、下記のチェックリストを参考にすること。

書類チェックリスト	
項 目	備 考
・ 工事着手届	
・ 下請負届出書	下請のあるもの
・ 保険加入書	
・ 打合簿	協議必要事項を記入し提出すること
・ SGEC－FM認証関係書類	
・ 工事完成届	変更契約年月日との整合を確認すること
・ 測量図	測量結果、標準地、平面測量（中心線測量）等計算表
・ 材料納入伝票	設計数量と実施数量を比較すること
・ 工事現場写真帳	測点及び作業の説明文の記入を確認すること
・ 完成写真	起点、終点、延長、幅員、測点、の記入を確認すること
・ 特記仕様書によるもの	